

第 36 回東京都景観審議会 意見の概要

平成 23 年 3 月 28 日(月)に第 36 回東京都景観審議会が開催され、「景観計画の変更(案)」についての審議、及び「東京都選定歴史的建造物の選定」について報告がありました。「景観計画の変更(案)」については、指摘事項の修正のうえ変更することが了承されました。

■ 第 36 回東京都景観審議会 意見の概要

審議事項	景観計画の変更(案)(大規模建築物等を対象とする地域の個性を生かした景観誘導)
<p data-bbox="113 624 360 663">● 質疑応答、討論</p> <p data-bbox="113 696 866 734">【「地域の個性を生かした景観誘導」の基本的な考え方】</p> <p data-bbox="145 768 1477 853">○「地域の個性を生かした景観誘導」を行う基本的な考え方、目的について、他の項の記述と整合をとるように記述したほうが、適切である。</p> <p data-bbox="145 864 1477 949">○「地域の個性を生かした景観誘導」が、従前の「大規模建築物等景観形成指針」と性質が異なることから、別項目にしてもいい。</p> <p data-bbox="145 983 276 1021">(事務局)</p> <p data-bbox="177 1032 861 1070">・他の項と整合をとり、目的を示す表現を記述する。</p> <p data-bbox="113 1104 435 1142">【事前協議の取扱要綱】</p> <p data-bbox="145 1176 1477 1261">○「事前協議の取扱要綱」は、「特定区域景観形成指針」を定める区域ごとに、別々に策定するのか。</p> <p data-bbox="145 1294 276 1332">(事務局)</p> <p data-bbox="177 1344 1398 1382">・「特定区域景観形成指針」を定める区域ごとに個別の「事前協議の取扱要綱」を策定する。</p> <p data-bbox="113 1415 582 1453">【合意が必要となる事業者の定義】</p> <p data-bbox="145 1487 1477 1572">○市街地再開発事業における準備組合は、要件にある「事業者の全員の合意」の事業者に該当するのか。</p> <p data-bbox="145 1606 276 1644">(事務局)</p> <p data-bbox="177 1655 871 1693">・準備組合の合意をもって事業者の合意として扱う。</p> <p data-bbox="113 1798 212 1836">● 採決</p> <p data-bbox="145 1870 1114 1908">指摘のあった点の修正を前提に、本景観計画の変更について了承する。</p>	

【選定の手続き】

○選定の手続きはどのようになっているのか。

(事務局)

・景観審議会に諮問し答申を受けた選定候補 185 件の中から、所有者の意向を確認のうえ同意を得たものを順次選定しており、今回報告した 3 件は今年度同意を得たものである。歴史的建造物に選定されると現状変更時に保存努力などの制約が生じることから、助成制度として東京歴史まちづくりファンドなどを設けており、今後も所有者の理解を求めていく。

【現状変更】

○両国橋は、建造後に設けた赤く塗装された外装板がある状態で都選定歴史的建造物に選定されている。外装板の撤去や塗装が予定されているようだが、選定時の色にこだわらず、建造当時の色が分かれば建造当時の色に戻したほうがよいのではないか。

(事務局)

・歴史景観部会で検討のうえ、適切に誘導していく予定である。

【選定候補の現況】

○選定候補のうち、解体されているのはどれくらいか。選定候補の中で選定されていない公共施設があるようであれば、積極的に働きかけてほしい。

(事務局)

・選定候補のうち、事務局が解体されていると把握しているのは 24 件である。未選定の公共施設については、施設管理に働きかけを行う。

【地震被害に対する配慮事項】

○歴史的建造物に対して、震災時の保全に対する支援などはできないのか。

(事務局)

・震災時の損害に対する補修等については、東京歴史まちづくりファンドによる助成対象となる。